

別冊

設備及び運営に関する基準

令和 7 年度
川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人
募集要項
(令和 8 年 4 月開所)

1 施設整備等の基準 _____ P. 1

- (1) 遵守法令
- (2) 建物の要件
- (3) 設備の要件
- (4) その他整備計画に関する要件

2 運営の基準 _____ P. 6

- (1) 基本方針
- (2) 開所日・開所時間
- (3) 延長保育事業
- (4) 給食の提供
- (5) 障害児保育
- (6) 児童の健康管理
- (7) 苦情への対応等
- (8) 事故の防止と発生時の対応
- (9) 運営規程と重要事項説明
- (10) 上乗せ徴収・実費徴収の取扱い
- (11) 会計及び経理処理
- (12) 第三者評価等
- (13) 連携施設・協力施設
- (14) 地域の子育て支援
- (15) その他

3 職員配置基準 _____ P. 13

- (1) 施設長
- (2) 保育士
- (3) 保健師、看護師又は准看護師
- (4) 調理員
- (5) 嘱託医
- (6) その他

保育士確保に向けた支援策の充実について _____ P. 16

1 施設整備等の基準

応募に当たっては、次の保育所等の整備に関する基準を遵守してください。

(1) 遵守法令

建物の構造、設備等については、次の関係法令を遵守するほか、市との協議のうえ、より良い保育環境の実現に努めてください。

- | | |
|---|--|
| ア | 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第56号） |
| イ | 建築基準法（昭和25年法律第201号） |
| ウ | 消防法（昭和23年法律第186号） |
| エ | 川崎市建築基準条例（昭和35年条例第20号） |
| オ | 食品衛生法（昭和22年法律第233号） |
| カ | その他関係法令（川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例等） |

また、川崎市福祉のまちづくり条例について、可能な限り適合させるよう努めてください。

【参考：<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000003507.html>】

(2) 建物の要件

保育所等として整備を予定する建物の構造・設備等については、次の要件を満たしてください。

- ア 新築により保育所等を整備する場合は、建築確認済証及び検査済証の交付を受けてください。
- イ 既存の建物を改修して保育所等を整備する場合は、特に次の事項を遵守してください。

- | | |
|-----|---|
| (ア) | 当該建物が、建築確認済証及び検査済証の交付を受けていること。ただし、交付を受けていない場合であっても、別途検査等により建物の適法性が認められる場合はこの限りではない。 |
| (イ) | 当該建物（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づいて設計及び建築された建物を除く。）が、耐震診断報告書や耐震補強工事実施等により耐震性を有すると認められること。 |
| (ウ) | 床面積200㎡を超える保育所等を整備する場合は、建築基準法に基づき特殊建築物（保育所等）への用途変更を行い、建築確認済証の交付及び工事完了届の手続きを行うこと。 |
| (エ) | 床面積200㎡以下の保育所等を整備する場合は、保育所運営法人の責任において建築基準法及び関係法令に適合させること。 |

- ウ シックハウス対策等、新施設における利用者等の健康及び安全に十分に配慮してください。また、使用する建材や建具については、シックハウスとなる恐れがある原因物質（ホルムアルデヒド等）を極力発散しないものを選定するように努め、施設の供用開始までに室内空気中化学物質の濃度測定を実施し、その結果、厚生労働省が示す濃度指針値以下であることを確認してください。

(3) 設備の要件

乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、調理室及び便所を必ず設置してください。ただし、各室記載の面積基準については、収納スペースや手洗い器等の設備部分を除いた有効面積（壁内法面積）によるものとします。

ア 乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室

- (ア) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、3.3平方メートル以上とすること。
- (イ) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (ウ) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (エ) 乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室は、特段の理由がない場合は1階に設けることが望ましい。
- (オ) 乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室を2階以上に設ける場合は、防災設備の一層の向上に努めるとともに、避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すこと。
- (カ) 乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室を1階に設ける場合も2方向避難の趣旨を踏まえること。
- (キ) 保育室等（廊下、便所、テラス等含む）乳幼児が通行、出入りする場所には乳幼児の転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行わないようにする等の設備が必要であること。階段については、乳幼児が1人で昇降しないよう降口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意するほか、乳幼児が通常出入りしない事務所等の場所についても、誤って乳幼児が立ち入ることのないよう留意すること。
- (ク) 各室内又は各室入口付近の廊下に、児童用の手洗い場を設置するよう努めること。
- (ケ) 豊富な種類の遊具及び絵本の配備に努めること。

イ 医務室

- (ア) ベッドやカーテン等の設置により静養できる機能の確保に努めること。
- (イ) 医務室には医薬品を備えるよう努めること。

ウ 調理室

- (ア) 安全衛生面に配慮すること。
- (イ) 特に保育室等を3階以上に設ける場合は、調理室とほかの区画とを特定防火設備で区画すること。
- (ウ) 食材等の搬入経路について、専用の出入口を設置するなど、保育の動線と重複しないように配慮すること。

- (エ) 別途、前室、調理員専用便所の設置に努めること。
- (オ) 設計の計画段階（基本設計）において、区役所衛生課に事前相談すること。

エ 便所

- (ア) 専用の手洗い場を設けること。
- (イ) 便器（児童用）の設置数は定員数に見合う数とすること。
- (ウ) 便器（児童用）の仕様は、児童が安全かつ快適に使用できるものとし、手すりや目隠し等の設置についても配慮すること。

オ 屋外遊戯場

屋外遊戯場の面積は、2歳以上児1人につき3.3㎡以上とすること。

屋外遊戯場の整備に当たっては、認可基準を満たした保育所専用の地上園庭を確保するよう努めること。敷地内に屋外遊戯場を確保できない場合は、次の（ア）又は（イ）を満たした屋外遊戯場を確保すること。

（ア）屋外遊戯場を屋上に設置する場合

耐火建築物においては屋上が利用できることに伴い、屋上を屋外遊戯場として利用することができます。ただし、この場合は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第6号の規定によるほか、次に掲げる条件を遵守することとします。

- a 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- b 屋外遊戯場として、便所、水飲み場等を設けること。
- c 防災上の観点から次の点に留意すること。

- (a) 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
- (b) 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
- (c) 屋上への出入口は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
- (d) 油その他引火性の強いものを置かないこと。
- (e) 屋上の周囲には、金網を設けるものとし、その構造は上部をわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。
- (f) 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
- (g) 消防機関との連絡を密にし、消防計画等について指導を受けること。

（イ）屋外遊戯場を付近の公園等で代替する場合

同一敷地内に屋外遊戯場の設置が困難な場合は、保育所等付近の公園等を屋外遊戯場に代えることができます。ただし、この場合は、次に掲げる条件を遵守することとします。

- a 当該公園等について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、その移動に当たっても児童の安全が確保されていること。また、幼児のトイレの使用にも配慮すること。（保育所等から乳幼児同伴で徒歩10分程度の範囲内にあることが望ましい。）
- b 当該公園等については、設置者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はないが、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等であり、保育所等による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められること。
- c 当該公園等とは別に、プール遊び等ができる場所を確保すること。

※屋外遊戯場を付近の公園等で代替する場合で、当該公園等の近隣保育所等による使用状況に配慮した対策を講じない場合、選考の際に減点となります。

カ その他設備の設置

ア～オに定める設備のほか、事務室、調乳室、沐浴室、保育士休憩室、相談室等についても併せて設置するよう努めてください。

（４）その他整備計画に関する要件

ア 立地

- （ア）原則として、整備予定地の周囲70メートル以内に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う営業所が所在しないこと（ただし、当該営業所が商業地域に所在する場合は、整備予定地の周囲30メートル以内に所在しないこと。）。また、整備予定地の敷地の周囲200メートル以内に、同法同条第5項から第10項までに規定する性風俗関連特殊営業を行う営業所等が存在しないこと。
- （イ）その他、整備予定地が本市の地区計画等の用途制限に該当しないこと。

イ 近隣住民等への配慮

施設の設計・計画に当たっては、騒音対策、調理室からの臭気対策、園舎及び園庭の配置、日影、窓位置等の目隠し、園庭の砂塵及び植栽、デザイン等、近隣の居住環境に十分配慮して計画してください。

ウ 設計における配慮等

- 施設の設計等に当たっては、建物や設備に関する要件のほか、次の条件について配慮してください。
- （ア）各室の配置や児童及び職員の動線等に配慮した仕様等にする。
- （イ）地域の保育需要に合わせた年齢別定員構成や、超過受入に対応可能な保育室等の面積確保に努める。
- （ウ）保護者の保育所等への送迎に配慮し、駐輪スペース及びベビーカースペースを確保すること。

- (エ) 食材搬出搬入用の駐車スペース（1台分）を確保するよう努めること。
- (オ) その他構造・設備等について、落下及び転落に対する防止、指はさみ防止、転倒防止、照明器具や窓ガラス等の飛散防止など、安全な保育環境を整備すること。

エ 整備物件の権利形態

保育所等の整備に当たっては、設置・運営法人が建物等を賃借し、原則として賃借権を設定し、かつ、これを登記することが必要です。ただし、次のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、賃借権の登記を行わないことができます。

- (ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において、開所後10年以上とされている場合
- (イ) 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

2 運営の基準

(1) 基本方針

ア 選定された法人が直接管理し運営すること。

イ 令和8年3月31日までに、支障なく運営が開始できるよう、運転資金・人材をはじめ、必要な準備を行うこと。

ウ 次の関係法令等に基づき運営を行うとともに、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」に沿った保育内容の充実に努めること。特に、法人代表者及び施設長は、これらの内容を熟知した上で保育運営に臨むこと。

(ア) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(イ) 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

(ウ) 川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱

(エ) その他関係法令等

(2) 開所日・開所時間

ア 本市の保育所の開所日は、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日を原則とする。

イ 土曜の保育については、1人でも利用希望がある場合には開所するものとし、1人も利用希望がない場合には開所を要しないものとする。

ウ 保育所の開所時間は、11時間を原則とし、7時～18時又は7時30分～18時30分のいずれかとする。

エ 新制度化においては、保育所ごとに、短時間認定の児童を受入れる「中心となる8時間の保育時間（以下「コアタイム」という。）」を定めなければならないこととなっており、本市では、8時30分～16時30分と9時～17時のいずれかとする。

オ 各入所児童の保育時間については、福祉事務所長が認定した保育必要量に基づき、標準時間認定の場合は11時間の開所時間の範囲内で、短時間認定の場合は8時間のコアタイムの範囲内で各施設長が定めるものとする。

カ ならし保育中の保育時間については、子どもが保育所の生活に慣れるまでの間、本来の保育時間を短縮できるものとするが、保護者の就労環境等も考慮の上、必要以上に実施期間が長くないよう配慮するものとする。

(3) 延長保育事業

ア 本市の民間保育所の延長保育時間は、開所時間の違いにより、以下の2通りとなる。

<パターン1>

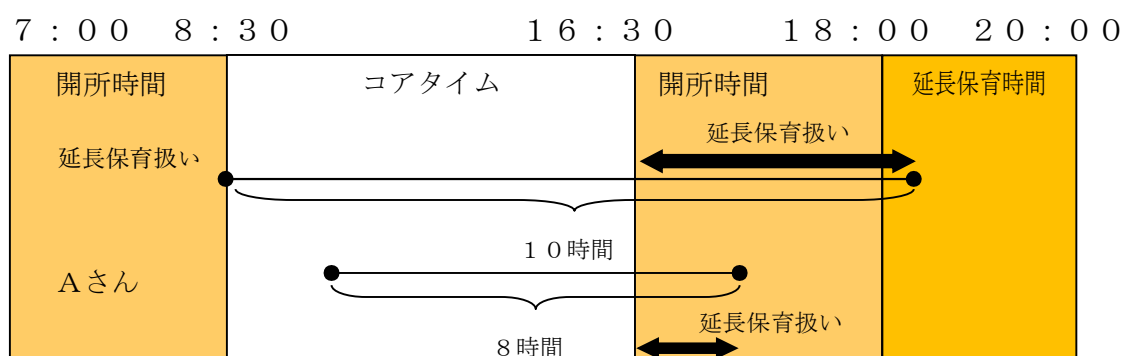
開所時間 7:00~18:00	延長保育時間 18:00~20:00
--------------------	-----------------------

<パターン2>

延長保育時間 7:00~7:30	開所時間 7:30~18:30	延長保育時間 18:30~20:00
---------------------	--------------------	-----------------------

イ 短時間認定児がコアタイムの時間外で保育を必要とする場合にも、延長保育扱いとなるものである。

<短時間認定児の延長保育イメージ図>



ウ 具体的な延長保育の利用の可否及び延長時間の設定にあたっては、保育必要量の認定に関わらず、各利用者の就労や通勤の時間等を加味して、利用の可否と必要と認められる時間を施設長が判断し、決定するものとする。

エ 延長保育時間の職員配置については、利用児童の年齢別の人数に応じて、開所時間内と同じ職員配置基準（最低、保育士2人）によるものとするが、その雇用形態は、責任をもって対応できるものであれば、常勤職員に限らないものとする。

オ 延長保育時の補食等については、開所時間後の延長保育においては、提供することとし、開所時間前と短時間認定児の開所時間内の延長保育においては、提供を要さないものとする。なお、その提供に要する費用は実費徴収による（公立保育所においては月額1,500円）ものとする。

カ 市外に居住し市内の民間保育所で延長保育を実施している児童分を含めた費用を請求する。

キ 延長保育料については、市が定める月額料金によるものとし、次のとおりとする。

延長保育時間	延長保育料
30分	1,000円
1時間	2,000円
1時間30分	3,000円
2時間	4,000円

※生保世帯・市民税非課税世帯、保育料が免除された世帯は免除とする。

ク 延長保育のスポット利用（日単位の利用）については、施設によって、実施可能とする。なお、その際のスポット利用料については、1日につき30分単位で500円をガイドラインとする。

（４）給食の提供

ア 給食の提供は、保育所内で調理する方法により行わなければならない。

イ 本市の民間保育所における給食は、主食及び副食を提供するものとする。

ウ 子どもの発育状況、アレルギー、健康状況等を考慮して、離乳食及び除去食の対応を行い、配慮食等についてもできる限り対応を行うものとする。

エ 除去食の提供にあたっては、健康管理委員会において、医学上、必要と認められたものについて行うものとし、誤食等の事故防止に努めるものとする。

オ 献立の作成にあたっては、必要に応じて、市から提供する統一献立を参考とするものとする。

カ 必ず事前に検食を実施するものとする。

（５）障害児保育

ア 本市の民間保育所にあつては、障害児の受入れは全施設で実施するものとする。

イ 受入れの可否は、各施設の嘱託医による入園前健康診断と川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下「健康管理委員会」という。）の審査の結果を踏まえ、各福祉事務所長が決定する。

ウ 障害児の受入れにあたり、通常の職員体制では、受入れ困難な場合には、職員の加配等を行うものとする。

（６）児童の健康管理

ア 本市の民間保育所にあつては、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時に、把握をするものとする。

イ 本市においては、入所時の健康診断は、入園前に行うものとし、定期の健康診断は、原則として2か月に1回行うものとする。

ウ 原則として定期の健康診断を行わない月であっても、嘱託医における保育所への出勤を受け、子どもの健康管理に係る助言・指導や、個別に健康状態等の確認が必

要な子ども及び当該健康診断を行わない月に受診時期を分散した子どもに対する健康診断を実施するものとする。

エ 入所時の健康診断は、全ての子どもが受診するものとし、定期の健康診断は、0・1歳児については原則として2か月に1回、2歳以上児については原則として4か月に1回受診するものとする。ただし、4月から7月のプールの実施前までに行う定期の健康診断は、プール前健康診断として、全ての子どもが受診できるよう努めるものとする。

オ 年1回、歯科健康診査を実施すること。

カ 本市の民間保育所にあつては、感染症等の発生に伴う出席停止状況について、毎月、嘱託医に報告をし、必要に応じて、保健所や市にも連絡の上、その指示に従うものとする。また、保護者や職員にも、その状況を連絡し、協力を求めるものとする。

キ 本市の民間保育所にあつては、投薬は原則行わないものとする。ただし、抗けいれん剤やエピペン等で、健康管理委員会において、医学上、必要やむを得ないと認められた場合のみ、投薬を実施できるものとする。

ク 乳幼児突然死症候群の予防のため、子どもの睡眠中は、職員が必ず在室するようにし、子どもは仰向けに寝かせ、呼吸状態を定期的にチェックする等、必要な措置を講じるものとする。

(7) 苦情への対応等

ア 本市の民間保育所にあつては、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとし、その体制について、施設内への掲示等により、利用者に周知するものとする。

イ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

ウ 苦情に関して、市が行う報告の提出命令や設備等の検査に協力するとともに、市からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

エ 市から求めがあった場合には、その改善内容を報告するものとする。

※第三者委員の例示

評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士等

(8) 事故の防止と発生時の対応

ア 本市の民間保育所にあつては、事故対応や事故防止のための指針整備、事故報告とその改善策の周知徹底体制整備、事故防止のための委員会開催と定期的な職員研修の実施などの事故防止のための措置を講じるものとする。

イ 事故が発生した場合には、速やかに家族に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をし、医療機関へ受診となった場合等、特に市に連絡及び報告を要すると判断されるものについては、市へも連絡及び報告を行うものとする。

(9) 運営規程と重要事項説明

- ア 本市の民間保育所における運営規程の策定においては、条例に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を策定（別途雛形を参照）するものとする。
- イ 重要事項の説明は、保護者に対し、文書を交付して説明を行い、保育の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならないものとする。
- ウ 本市の民間保育所における重要事項説明書の作成においては、運営規程同様、別途雛形を参考に、説明書を作成するものとする。

(10) 上乗せ徴収・実費徴収の取扱い

- ア 上乗せ徴収については、市が定める最低基準及び上乗せ基準を超えて、保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価であって、公定価格及び市の加算額をもってもなお不足額がある場合に、その差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを保護者から受けることができる。
- イ 支払いを受けることが認められるものは、別に市が定め、または、認めるものに限るものとする。
- ウ 費用を保護者の選択によらずに一律に徴収しようとする場合には、各家計に与える影響を考慮して定めなければならないものとする。
- エ 実費徴収については、保育を提供する上で、便宜的に要する費用のうち、日用品、文房具その他の物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用、3歳以上児の主食費・副食費などのほか、保育所の利用において通常必要とされる費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるものに行うことができるものとする。
- オ 副食費の徴収額は、月額4,500円を目安とする。ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降（第1子・第2子ともに利用児童）は免除とする。
- カ 上乗せ徴収・実費徴収を行った場合は、当該費用に係る領収証を保護者に対し交付しなければならない。
- キ 上乗せ徴収・実費徴収を求める場合は、あらかじめ、当該費用の額と用途並びに支払を求める理由を書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得るものとする。ただし、実費徴収に係る同意については、文書によることは要しないものとする。

(11) 会計及び経理処理

- ア 本市の民間保育所にあつては、川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第33条に規定する区分経理により、本市の会計年度と合致させた特定教育・保育事業に係る会計区分（以下「事業区分」という。）の収支計算書又は損益計算書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表及び保育所を経営する事業に係る現況報告書を作成するほか、施設ごとに独立した会計区分（以下「拠点区分」という。）を設け、拠点区分の収支予算書、収支計算書又は損益計算

書（当該収支計算又は損益計算に係る明細書・内訳表を含む。）及び貸借対照表を作成するものとする。

イ 企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、事業区分に係る借入金明細書並びに基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を会計年度ごとに併せて作成するものとする。

ウ 財務関係書類の提出は、拠点区分の収支予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に行うものとし、その他の財務関係書類の提出に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に法人全体の直近の貸借対照表、収支計算書又は損益計算書の提出と併せて行うものとする。

エ 本市等から支給される子どものための教育・保育給付費等の使途については、子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に定めるところにより取扱うものとする。

（１２）第三者評価等

法人は、利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるとともに、自ら積極的に第三者評価を受け（原則、開所後概ね3年目）、その情報を公開してください。

（１３）連携施設・協力施設

川崎市では0歳～2歳児を受入対象とした小規模保育事業所に対して、連携施設・協力施設を設定し、保育内容の支援や、3歳児以降の卒園後の受け入れなどを調整しています。そのため、応募法人は、応募施設の設置運営にあたり、市内の小規模保育事業所の連携施設・協力施設として協力を要請したときは、これに極力協力してください。連携施設・協力施設の設定については、本市が別途調整することとなります。

【参考】連携施設の役割例

- ・給食に関する支援、園庭開放、合同保育、合同健診、後方支援、行事への参加等
- ・小規模保育事業所を卒園した児童の受け入れ等

【参考】協力施設の役割例

小規模保育事業及び事業所内保育事業の卒園児の受け入れ

（１４）地域の子育て支援

法人は地域に開かれた社会資源として、地域の子育て家庭のため、保育相談、育児講座、情報提供、入所児童との交流等、保育所等に有する専門的機能の積極的な活用努めてください。

（１５）その他

（１）～（１４）のほか、次の事項について遵守してください。

ア 宗教・国籍等の多様性に十分な配慮を行うこと。

- イ 児童福祉関係機関との連携・協力を努めること。
- ウ 保育内容等情報の開示に努めること。
- エ 保育所等の敷地内では、政治・宗教に係る活動等、本来の保育に関係のない行為を行わないこと。
- オ 保護者・園児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に準じ、その取扱いに特に注意を払うとともに、情報の流出が生じないよう対策を講じること。
- カ 事故が発生した場合は、状況に応じて、その原因、状況及びこれに対する処置について、速やかに川崎市及び保護者に報告するとともに、責任を持って対処すること。
- キ 緊急時・災害時の対応について、事前に川崎市及び保護者に明確にすること。
- ク 運営内容の検討に当たっては、近隣住民や地元町会等に配慮すること。
- ケ 本市の待機児童対策に協力すること。
- コ その他、本市と締結する各事項については、誠実に履行すること。

3 職員配置基準

通常保育における職員配置は、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」、「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」等に基づいて行ってください。なお、国の動向等に合わせ、条例等の改正を行う場合がありますので、御注意ください。

(1) 施設長

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論と実際の訓練を受けた者（児童福祉事業等に2年以上従事した者（※経験年数は令和7年4月1日時点で計算すること。）、公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等）1人を配置してください。

(2) 保育士

保育所の管理・運営に当たり、次の配置基準を満たす常勤職員を配置してください。なお、当分の間、職員配置に係る特例として、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭についても、年齢別配置基準保育士（ただし、看護師等換算と合わせて、保育士数の1/3（端数切捨）まで。）やその他国基準等保育士として見なすことができることとします。

必要保育士の配置基準		人数の換算方法
A 条例保育士		
ア 0歳児（実員）	児童3人につき1人	ア/3（小数点第2位以下切り捨て）＋イ/6（〃） ＋ウ/15※（〃）＋エ/25※（〃） （小数点第1位を四捨五入）
イ 1・2歳児（実員）	児童6人につき1人	
ウ 3歳児（実員）	児童15人につき1人※	
エ 4・5歳児（実員）	児童25人につき1人※	
	※旧基準によることも妨げない	※旧基準によることも妨げない
B その他国基準等 保育士	<u>各施設2～4人</u>	以下の要件につき各1人 ・定員90人以下の場合 ・保育標準時間認定児を受入れる場合 ・主任保育士を専任化する場合 ・専任の保育士を増員し、チーム保育体制を整備する場合（利用定員120人以下、利用定員121人以上のときは2人まで）

C 市加配保育士 オ 休憩休息保育士	利用定員と実員でAの算出方法※を用いて求められる数のうち多いほうの人数の4人につき1人 ※旧基準適用施設も、3歳児「15対1」、4歳児以上「25対1」の配置基準を用いる。	算出した人数÷4（小数点第1位を切り上げ） +1人（年休代替保育士）
カ 年休代替保育士	各施設1人	

【参考】職員配置の参考例

例1 60名【0歳児あり】の保育所の場合

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3	9	12	12	12	12

A 条例保育士 6人

$(3 \div 3) + (21 \div 6) + (12 \div 15) + (24 \div 25) = 6.26 \text{人} \Rightarrow 6 \text{人}$ （小数点以下四捨五入）

B その他国基準等保育士 3人（主任保育士の専任化による1人含む）

C 市加配保育士 3人

休憩休息保育士 $6 \div 4 = 1.5 \text{人} \Rightarrow 2 \text{人}$ （小数点以下切上げ）+年休代替保育士 1人

A+B+C=12人

例2 60名【0歳児なし】の保育所の場合

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
0	8	10	14	14	14

A 条例保育士 5人

$(0 \div 3) + (18 \div 6) + (14 \div 15) + (28 \div 25) = 5.05 \text{人} \Rightarrow 5 \text{人}$ （小数点以下四捨五入）

B その他国基準等保育士 2人

C 市加配保育士 3人

休憩休息保育士 $5 \div 4 = 1.25 \text{人} \Rightarrow 2 \text{人}$ （小数点以下切上げ）+年休代替保育士 1人

A+B+C=10人

（3）保健師、看護師又は准看護師

保健師、看護師又は准看護師については、保育の充実を図るために原則1人を配置するように努めてください。なお、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けられる体制が確保されていれば、年齢別配置基準保育士として、保育士数に1人まで換算することができるものとします。

(4) 調理員

定員に応じて次のとおり常勤職員を配置してください。ただし、調理員の配置人数のうち保育の充実を図るために栄養士を1人配置するように努めてください。また、調理業務の委託を行う場合は、「保育所における調理義務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に基づき実施してください。

定員	必要調理員
40人以下	1人（国基準1人）
41人以上60人以下	2人（国基準2人）
61人以上150人以下	3人（国基準2人＋市加配1人）
151人以上240人未満	4人（国基準2人＋市加配2人）
240人以上	5人（国基準2人＋市加配3人）

(5) 嘱託医

川崎市から川崎市医師会に推薦を依頼します。

(6) その他

- ア 児童の処遇向上のため、必要に応じて、保育士の常勤職員又は非常勤職員を追加で配置してください。
- イ 職員については、積極的に研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、資質向上に努めてください。
- ウ 施設の安定的な保育運営を図るため、開所から一定期間は職員の異動を控えるように努めてください。

保育士確保等に向けた支援策の充実について

保育所等の新規開設に当たっては、保育士の確保が重要な課題となっています。川崎市では、次のとおり法人の保育士確保に向けた支援事業を充実させていますので、ぜひ御活用ください。なお、記載内容は令和6年度時点の情報となりますので、適宜最新の内容を御確認ください。

（１）就職相談会等による支援策について

かながわ保育士・保育所支援センターや各保育士養成施設等と連携し、本市主催の就職相談会を年に複数回（令和6年度8回以上実施予定）行っています。開催に当たっては、市内の各地域の拠点施設や大学等の構内など様々な場所で行い、保育所運営法人が多様な求職者とマッチングできるよう支援しています。このほかにも、保育士修学資金貸付や潜在保育士就職準備金の貸付補助を行い、保育士の就職と職場への定着を促進しています。詳細については、市HP「保育士修学資金貸付について」及び「保育士就職準備金貸付について」を御参照ください。

【<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000083428.html>】

【<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000085419.html>】

（２）保育士宿舎借り上げ支援事業について

保育士の就業継続や離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的に、保育所運営法人が保育士の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部について補助しています（※補助基準上限額：1人（一戸）当たり月額82,000円）。詳細については、市HP「川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱」を御参照ください。

【<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/450/0000096426.html>】

（３）市処遇改善等加算Ⅱについて

本市では市処遇改善等加算Ⅱを実施し、公定価格における処遇改善等加算Ⅱにおいて、経験年数7年以上の職員が施設の1/3、3～6年の職員が1/5を超えて在籍する場合に、3～6年の職員については、最低5千円を保障し、7年以上の職員については4万円の改善対象者を除いた残りの職員に関し、4万円を保障します。（公定価格上の人数制限が見直されるまでの時限措置であり、対象施設には要件があります。）

（４）市処遇改善等加算Ⅲについて

本市では市処遇改善等加算Ⅲを実施し、公定価格における処遇改善等加算Ⅲにおいて、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に、市が公定価格上の算定基準を超えて加配を求める保育士等に対する処遇改善に要する費用を加算します（月額1人当たり：11,000円）。

(5) 多様な担い手の活用について

本市では、昨今の保育士確保が困難な状況に鑑み、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を改正し、当面の間、保育士配置要件の緩和を行っています。本要件緩和については、保育士の配置を原則としながらも、一定の範囲内で、幼稚園教諭や小学校教諭、子育て支援員研修を修了した者等の配置に代えることができます。詳細については、運営の条件並びに市条例及び要綱を御参照ください。

(6) 保育士等の子どもの優先的な保育所利用調整について

本市では、一定条件を満たす方（市内在住で保育士等の資格を有し、市内保育所等に2年以上就労する方等）の子どもに対して、保育所等入所選考において、一定の配慮を行っています。詳細については、市HP「保育士等の子どもの保育所等入所選考（利用調整）上の一定の配慮について」を御参照ください。

【<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000095869.html>】